

03

介護が必要な場合

介護サービス・認定

内容	心身の状況に応じて介護予防サービスや施設サービスを利用することができます。介護保険のサービスを利用するには、介護が必要な状態かどうか、介護の手間のかかり具合はどの程度なのか、要介護（要支援）認定を受けることが必要です。	 HPはこちらから
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の方（第1号被保険者） 病気や認知症などで日常生活に介護や支援が必要になったとき ・40歳から64歳までの方（第2号被保険者） 加齢による病気（16の特定疾病）が原因で、日常生活に介護や支援が必要になったとき 	

問介護福祉課

☎ 225-2391

登録制度

内容	対象
ねたきり老人登録	要介護・要支援認定の認定区分が4もしくは5に認定され、かつその状態になってから6ヶ月以上（80歳以上の方は3ヶ月以上）在宅で生活をしている方
認知症老人登録	重度の認知症症状があり、今後もその状態が継続すると認められる方

問介護福祉課

☎ 225-2220

厚木市認知症高齢者等徘徊 SOS ネットワークシステム

内容	警察や交通機関等が協力して徘徊してしまう高齢者の方や若年性認知症の方、障がい者の方を早期に発見し、ご家族のもとへ早く戻ることができるようにネットワークを構築しています。	 HPはこちらから
対象	市内に住所を有する徘徊してしまう高齢者の方や若年性認知症の方及び障がい者の方で事前登録した方。	

問介護福祉課

☎ 225-2220

認知症自己診断テスト

内容	<p>一般社団法人認知症予防協会が作成したテストです。「もしかして認知症かも・・・」と気になることがある方は、是非『認知症自己診断テスト』を利用してみてください。 ※テスト結果はあくまで目安となります。</p>	 HPはこちらから
----	---	---

問地域包括ケア推進課

☎ 225-2047

在宅福祉理髪サービス

内容	<p>理容・美容券等を2ヶ月に一度、年に6枚を限度に交付します。 ・ひとり暮らし老人登録者の方（※31ページ）… 1,500円分の理容・美容助成券 ・ねたきり老人登録者・認知症老人登録者（※22ページ）の方 （出張費含む）… 6,500円分の理容・美容券</p>	 HPはこちらから
対象	ひとり暮らし老人登録者（ただし75歳以上）、ねたきり老人登録者・認知症老人登録者（いずれも65歳以上）の方	

問介護福祉課

☎ 225-2220

寝具乾燥消毒サービス

内容	ねたきり老人登録者及び認知症老人登録者（※22ページ）を対象に寝具（敷布団、掛布団、毛布）を年2回、丸洗い乾燥消毒します。	 HPはこちらから
対象	対象者には、毎年8月頃にお知らせ及び申請書を送付いたします。	

問介護福祉課

☎ 225-2220

厚木あんしんセンター（日常生活自立支援事業）

内容	生活費の払出し・公共料金等の支払の代行等の金銭管理や福祉サービスの利用手続きの援助等を行います。	 HPはこちらから
対象	市内在住の軽度の認知症や障がいを持つ概ね65歳以上の方で、一人では適切に理解や判断・意思表示をすることが困難な方。	

問社会福祉法人 厚木市社会福祉協議会

☎ 225-2947

受付▶月～金（祝祭日、年末年始を除く） 8時30分～17時15分



郵便等による不在者投票

内容	<p>「郵便等による不在者投票制度」とは、身体障害者手帳の交付を受けている方、介護保険の被保険者証を持つ方、戦傷病者手帳の交付を受けている方が、一定の要件に該当した場合に、郵便等で投票できる制度です。</p>	
対象	<p>身体障害者手帳の交付を受けている方で、次のいずれかの要件に該当する方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 両下肢・体幹・移動機能 1 級または 2 級 2. 心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸 1 級または 3 級 3. 免疫・肝臓 1 級から 3 級 <p>介護保険の被保険者証の交付を受けている方で、次の要件に該当する方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 要介護状態区分 要介護 5 <p>戦傷病者手帳の交付を受けている方で、次のいずれかの要件に該当する方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 両下肢・体幹 特別項症から第 2 項症 2. 心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓 特別項症から第 3 項症 	 <p>HPはこちらから</p>

代理投票

内容	<p>身体が不自由な方または心身の故障その他の事由により自書できない方は、投票所で代理投票ができます。代理投票は、投票管理者（投票所の最高責任者）があらかじめ指定した 2 人の補助者（投票所従事者）のうち 1 人が、選挙人が投票しようとする候補者等の氏名を書き、もう 1 人がそれに立ち会って投票が行われます。代理投票を希望される方は、投票所で係員にお申し出ください。</p>	 <p>HPはこちらから</p>
----	--	---

問選挙管理委員会事務局 ☎ 225-2490